

○平成二十一年総務省告示第二百四十七号（時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の送信装置の技術的條件を定める件）の一部を改正する新旧対照表 （傍線部は改正部分）

改 正 案	現 行				
<p>一・二（略）</p> <p>二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的條件</p> <p>1 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局（周波数分割複信方式を用いるものに限る。以下この項において同じ。）の送信装置の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の許容値を、それぞれ適用する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p>	<p>一・二（略）</p> <p>二 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的條件</p> <p>1 帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局（周波数分割複信方式を用いるものに限る。以下この項において同じ。）及び陸上移動中継局（周波数分割複信方式を用いるものに限る。以下この項において同じ。）の送信装置の帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の許容値を、それぞれ適用する。</p> <p>(1)・(2)（略）</p> <p>(3) <u>陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものであつてチャネル間隔が五㎒のものであり、かつ、送信する電波の周波数が、一、九二〇㎒を超え一、九八〇㎒以下又は二、一一〇㎒を超え二、一七〇㎒以下のものに限る。）のうち陸上移動局対向器の送信装置</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">離調周波数</th> <th>不要発射の強度の許容値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">一〇・五㎒以上</td> <td>任意の一、〇〇〇㎒の帯域幅における平均電力が(二)二三デシベル以下の値</td> </tr> </tbody> </table> <p>注1 送信する電波の周波数が二、一一〇㎒を超え二、一三〇㎒以下のものにあつては二、一四〇㎒以上二、一八〇㎒未満、二、一三〇㎒を超え二、一五〇㎒以下のものにあつては二、一〇〇㎒を超え二、</p>	離調周波数	不要発射の強度の許容値	一〇・五㎒以上	任意の一、〇〇〇㎒の帯域幅における平均電力が(二)二三デシベル以下の値
離調周波数	不要発射の強度の許容値				
一〇・五㎒以上	任意の一、〇〇〇㎒の帯域幅における平均電力が(二)二三デシベル以下の値				

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の許容値を、それぞれ適用する。

- (1) ・ (2) (略)

一一〇kHz以下及び二、一六〇kHz以上二、一八〇kHz未満、二、一五〇kHzを超え二、一七〇kHz以下のものにあつては二、一〇〇kHzを超え二、一四〇kHz以下の周波数帯に限り適用する。

2) 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 スプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信を行う無線局及び陸上移動中継局の送信装置のスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の許容値を、それぞれ適用する。

- (1) ・ (2) (略)

(3) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものであつてチャンネル間隔が五kHzのものであり、かつ、送信する電波の周波数が、一、九二〇kHzを超え一、九八〇kHz以下又は二、一一〇kHzを超え二、一七〇kHz以下のものに限り。）の送信装置

ア 陸上移動局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九kHz以上一五〇kHz未満	任意の一kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一五〇kHz以上三〇〇kHz未満	任意の一〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値
三〇〇kHz以上二、〇〇〇kHz未満	任意の一〇〇kHzの帯域幅における平均電力が(一)一三デシベル以下の値

一、〇〇〇 kHz 以上一・七五 kHz 未満（一、八八四・五 kHz 以上一、九一九・六 kHz 以下及び二、〇一〇 kHz 以上二、〇二五 kHz 以下を除く。）	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）二三デシベル以下の値
一、八八四・五 kHz 以上一、九一九・六 kHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）五一デシベル以下の値
二、〇一〇 kHz 以上二、〇二五 kHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）五二デシベル以下の値

注 1 二、一〇〇 kHz 以下の周波数帯及び二、一八〇 kHz 以上の周波数帯に限り適用する。

2 空間多重方式を用いる陸上移動局対向器にあつては各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

イ 基地局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。以下この表において同じ。）以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 kHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
三〇 kHz 以上二、〇〇〇 kHz 未満（八六〇 kHz 以上八九五 kHz 以下を除く。）	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）三六デシベル以下の値
八六〇 kHz 以上八九五 kHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）五〇デシベル以下の値

3 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験の

一、〇〇〇kHz以上一・七五kHz未満（一、四七五・九kHz以上一、五一〇・九kHz以下、一、八四四・九kHz以上一、八七九・九kHz以下、一、八八四・五kHz以上一、九一九・六kHz以下、二、〇一〇kHz以上二、〇二五kHz以下及び二、一七〇kHz以上二、一七〇kHz以下を除く。）	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）三〇デシベル以下の値
一、四七五・九kHz以上一、五一〇・九kHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）五〇デシベル以下の値
一、八四四・九kHz以上一、八七九・九kHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）五〇デシベル以下の値
一、八八四・五kHz以上一、九一九・六kHz以下	任意の三〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）五一デシベル以下の値
二、〇一〇kHz以上二、〇二五kHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）五〇デシベル以下の値
二、一七〇kHz以上二、一七〇kHz以下	任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）五〇デシベル以下の値

注 送信する電波の周波数が一、九二〇kHzを超え一、九四〇kHz以下のものにあつては一、九一〇kHz以下及び一、九五〇kHz以上、一、九四〇kHzを超え一、九六〇kHz以下のものにあつては一、九三〇kHz以下及び一、九七〇kHz以上、一、九六〇kHzを超え一、九八〇kHz以下のものにあつては一、九五〇kHz以下及び一、九九〇kHz以上の周波数帯に限り適用する。

3 隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。なお、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験の

ための通信を行う無線局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の許容値を、それぞれ適用する。

- (1) ・ (2) (略)

ための通信を行う無線局及び陸上移動中継局の送信装置の隣接チャネル漏えい電力の許容値は、基地局が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては基地局の許容値を、陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）が使用する周波数の電波を使用する場合にあつては陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の許容値を、それぞれ適用する。

- (1) ・ (2) (略)

(3) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものであつてチャネル間隔が五MHzのものであり、かつ、送信する電波の周波数が、一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下又は二、一一〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のものに限る。）の送信装置

ア 陸上移動局対向器に係るもの（送信する電波の周波数が二、一一〇MHzを超え二、一三〇MHz以下のものにあつては二、一一〇MHzを超え二、一三〇MHz以下、二、一三〇MHzを超え二、一五〇MHz以下のものにあつては二、一三〇MHzを超え二、一五〇MHz以下、二、一五〇MHzを超え二、一七〇MHz以下のものにあつては二、一五〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数については適用しない。）

送信周波数帯域の中心周波数から五MHz及び一〇MHz離れた周波数を中心周波数とする一、〇〇〇MHzの帯域幅における平均電力が（一）二三デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）以下の値

イ 基地局対向器に係るもの（送信する電波の周波数が一、九二〇MHzを超え一、九四〇MHz以下のものにあつては一、九二〇MHzを超え一、九四〇MHz以下、一、九四〇MHzを超え一、九六〇MHz以下のものにあつては一、九四〇MHzを超え一、九六〇MHz以下、一、九六〇MHzを超え一、九八〇MHz以下のものにあつては一、九六〇MHzを超え一、九八〇MHz以下の周波数については適用しない。）

ア 送信周波数帯域の中心周波数から五MHz離れた周波数を中心周波数とする三・八四MHzの帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル以上低く、かつ、四・五MHzの帯域幅にお

4 基地局の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。

(1) ～ (4) (略)

四～七 (略)

ける平均電力が空中線電力より二九・二デシベル以上低い値

(イ) 送信周波数帯域の中心周波数から一〇dB離れた周波数を
中心周波数とする三・八四dBの帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル以上低い値

4 基地局及び陸上移動中継局（基地局から陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は携帯無線通信の中継を行う陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継するものに限る。）の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。

(1) ～ (4) (略)

5 設備規則第四十九条の六の九第三項第六号の無線設備の増幅度特性は、次のとおりとする。

(1) 送信周波数帯域の最も高い周波数から五dB高い周波数及び最も低い周波数から五dB低い周波数における増幅度が三五デシベル以下であること。

(2) 送信周波数帯域の最も高い周波数から一〇dB高い周波数及び最も低い周波数から一〇dB低い周波数における増幅度が二〇デシベル以下であること。

(3) 送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇dB高い周波数及び最も低い周波数から四〇dB低い周波数における増幅度が〇デシベル以下であること。

四～七 (略)